

受益者の皆様へ

**シュローダー・アジア公社債ファンド
(愛称：アジアン円舞曲(ワルツ))**

信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「シュローダー・アジア公社債ファンド(愛称：アジアン円舞曲(ワルツ))」(以下「ファンド」といいます。)につきまして、ファンドの受益権口数が信託約款に規定する受益権口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、平成 24 年 6 月 20 日をもって信託終了(繰上償還)させていただくための手続を以下の通り行うこととなりましたので、あらかじめお知らせいたします。

敬具

記

1. 信託終了(繰上償還)の理由

ファンドは平成 18 年 6 月に運用を開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運営を行って参りました。しかしながら、平成 23 年年初からの継続的な資金流出により、今後大幅な改善は難しいと判断し、この度、信託終了(繰上償還)させて頂くこととなりました。
平成 24 年 1 月 6 日現在、純資産総額は約 11.6 億円、受益権口数は約 18.3 億口にまで減少しており、信託約款第 54 条第 8 項にて償還条項として規定しております受益権口数 30 億口を大幅に下回った状態が続いております。そのため、投資信託約款第 54 条第 8 項の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ、平成 24 年 6 月 20 日をもって償還させていただくための手続をとらせていただくことといたしました。

2. 信託終了(繰上償還)の手続きならびに日程

新聞公告(日本経済新聞朝刊)	平成 24 年 3 月 19 日
異議申立期間	平成 24 年 3 月 19 日から平成 24 年 4 月 24 日まで
買取請求期間	平成 24 年 4 月 26 日から平成 24 年 5 月 15 日まで
信託終了(繰上償還) 予定日	平成 24 年 6 月 20 日

公告日(平成 24 年 3 月 19 日)現在のファンドの受益者で、繰上償還に異議のある受益者は、平成 24 年 3 月 19 日から平成 24 年 4 月 24 日までの期間に、自己の保有する口数についてシュローダー証券投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」といいます。)に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、平成 24 年 3 月 19 日現在におけるファンドの受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 24 年 6 月 20 日をもって信託を終了いたします。

平成 24 年 3 月 15 日(木)までに取得申込をされた受益者を対象としております。
平成 24 年 3 月 16 日(金)以降の取得申込、および平成 24 年 3 月 15 日(木)以前に換金申込をされた受益者は今回の手続の対象となりません。

異議申立ての方法について

予定しております繰上償還に対して異議のある受益者は以下の内容を書面等にご記入の上、平成 24 年 4 月 24 日までに委託会社までご送付ください。

なお、異議申立ては 4 月 24 日委託会社到着分までを有効とさせていただきます。予めご了承ください。

- (1) 宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
丸の内トラストタワー本館 21 階
シュローダー証券投信投資顧問株式会社 繰上償還に関する異議申立て受付窓口

(2) ご記入いただく内容

氏名または社名（署名、捺印（シャチハタ可））	住所	電話番号（日中連絡先）	ファン ド名
販売会社の名称、取扱部支店名、口座番号	繰上償還することについて反対する旨（例： 上記受益権について、信託終了日を繰上げ平成 24 年 6 月 20 日で信託を終了することに異議を申立て ます。）		

異議申立てをされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して保有口数等の確認を行います。取扱部支店名や口座番号が欠落している場合や、氏名および住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の意思表示が無効となる場合があります。

異議申立てにあたり、受益者に関する個人情報（氏名、住所、電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を販売会社、受託会社（再信託受託会社を含みます。）および委託会社が共有することとさせていただきますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。なお、異議申立てにあたり、取得した受益者の個人情報は、異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

異議申立てをされた受益者の買取請求手続について

異議の申立てをされた受益者の受益権口数が、平成 24 年 3 月 19 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、繰上償還が行われることとなった場合には、異議申立てをされた受益者は、以下の手続により、保有する受益権について、投資信託財産による買取りを請求することができます。

- 買取請求受付期間 平成 24 年 4 月 26 日から平成 24 年 5 月 15 日まで
- シュローダー証券投信投資顧問株式会社より異議申立ての受益者に対し「異議お申し立ての受益者の買取請求手続について」を発送
- 買取請求必要書類の記入
- 販売会社 / 委託会社を經由しての受託会社（住友信託銀行株式会社）への買取請求必要書類の送付
- 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- 受託会社から受益者のご指定銀行口座へのお受取金額のお振込

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）となります。

買取にかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

お受取金額は、上記買取価額から振込手数料および買取計算書郵送費用（郵便料金、簡易書留手数料）を差し引いた金額となります。また、上記のような諸般の手続が必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金申込よりも日数を要する可能性があります。

信託終了（繰上償還）に異議申立てをされた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないわけではありません。買取請求を行わない場合、引き続き変更された信託終了日まで受益権を保有すること、または平成 24 年 6 月 18 日までの間において販売会社に換金申込をすることができます。

以上